第５章　給与（管理職員特別勤務手当支給に関する規則）

○管理職員特別勤務手当支給に関する規則

平成3年12月24日

規　則　第　７　号

改正　平成27年03月31日規則第1号

　（支給の範囲）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第15条の3第1項の規則で指定する職員（以下「管理監督職員」という。）は、管理職手当支給に関する規則（平成3年規則第6号）に掲げる職員とする。

　（管理職員特別勤務手当の額等）

第２条　給与条例第15条の3第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

1. 課長　　　　　　　6,000円
2. 課長補佐及び所長　4,000円

２　給与条例第15条の3第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第３条　給与条例第１５条の3第3項の規則で定める額は、管理職手当支給に関する規則により、次の各号に掲げる額とする。

1. 課長　　　　　　　3,000円
2. 課長補佐及び所長　2,000円

２　給与条例第15条の3第1項の勤務をした後に、引き続いて同条第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

　（勤務実績簿等）

第４条　任命権者又はその委任を受けた者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

　（雑則）

第５条　この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

第５章　給与（管理職員特別勤務手当支給に関する規則）

　この規則は、平成4年1月1日から施行する。

　　　附　則

　この規則は、平成27年4月1日から施行する。

　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

○南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例

昭和42年5月23日

条　例　第　７　号

改正　昭和43年01月23日条例第1号　　昭和44年10月01日条例第3号

　昭和45年03月04日条例第4号　　昭和48年03月24日条例第2号

昭和50年12月15日条例第3号　　昭和51年12月27日条例第3号

昭和55年12月22日条例第3号　　昭和56年12月26日条例第5号

昭和58年02月04日条例第2号　　昭和63年12月27日条例第2号

平成 元年12月22日条例第4号　　平成09年08月27日条例第2号

平成17年03月22日条例第2号

　（寒冷地手当の支給）

第１条　毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において在職する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下「支給対象職員」という。）に対しては、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）に規定する給与のほか、寒冷地手当を支給する。

　（寒冷地手当の額）

第２条　支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

|  |
| --- |
| 世　　　帯　　　等　　　の　　　区　　　分 |
| 世　帯　主　で　あ　る　職　員 | そ の 他 の 職 員 |
| 扶養親族のある職員 | その他の世帯主である職員 |
| 23,360円 | 13,060円 | 8,800円 |

２　次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

1. 給与条例第8条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員　前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額
2. 前号に掲げるもののほか、規則で定める職員　0

３　支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。

1. 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
2. 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

　（規則への委任）

第３条　この条例に規定するもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和43年1月23日条例第1号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年10月1日条例第3号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和45年3月4日条例第4号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和48年3月24日条例第2号）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和47年8月31日から適用する。

２　改正前の条例の規定に基づいて支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

　　　附　則（昭和50年12月15日条例第3号）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和50年8月31日から適用する。

２　改正前の条例の規定に基づいて支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

　　　附　則（昭和51年12月27日条例第3号）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年8月31日から適用する。

２　改正前の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

　　　附　則（昭和55年12月22日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年8月30日から適用する。

　（経過措置）

２　改正後の条例第4条の規定は、同条の規定により返納させるべき事由で昭和55年8月31日から昭和56年1月31日までの間に生じたものについては、適用しない。

　（寒冷地手当の内払）

３　改正前の条例の規定に基づいて昭和55年8月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

　（昭和48年度における寒冷地手当の特例に関する条例等の廃止）

４　昭和48年度における寒冷地手当の特例に関する条例（昭和49年条例第3号）及び昭和49年度における寒冷地手当の特例に関する条例（昭和50年条例第1号）は、廃止する。

　　　附　則（昭和56年12月26日条例第5号）

　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例の規定は、昭和56年8月31日から適用する。

　　　附　則（昭和58年2月4日条例第2号）

　この条例は、昭和58年8月31日から施行する。

　　　附　則（昭和63年12月27日条例第2号）

　この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成元年12月22日条例第4号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成9年8月27日条例第2号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

　（基準額に関する経過措置）

２　平成8年度の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例第1条に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同条後段の規則で定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべ

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

き事由の生じた日が平成14年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）がみなし基準額（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定による平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあっては、職員となった日。以下「平成8年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成8年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて給与条例第9条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあっては、給与条例の規定による平成8年度基準日における給料の月額）又は583,000円のいずれか低い額に改正前の南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例第2条第2項に規定する100分の30を乗じて得た額と当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する額を合算した額（規則で定める場合にあっては、その定める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第2条第2項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 平成09年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 1万円 |
| 平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 2万円 |
| 平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 3万円 |
| 平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 5万円 |
| 平成13年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 7万円 |
| 平成14年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 9万円 |

　　　附　則（平成17年3月22日条例第2号）

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 改正前の寒冷地手当条例　改正前の職員の寒冷地手当に関する条例をいう。
2. 改正後の寒冷地手当条例　改正後の職員の寒冷地手当に関する条例をいう。

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

1. 経過措置対象職員　平成16年9月30日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員（常時勤務に服する職員に限る。）をいう。
2. 旧算出規定　改正前の寒冷地手当に関する条例第2条第1項及び第2項の規定をいう。
3. 基準世帯等区分　経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（改正前の寒冷地手当に関する条例第2条第1項及び第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による加算額又は同条第2項の基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
4. みなし寒冷地手当基礎額　経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当に関する条例第1条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

３　基準日（その属する月が平成21年3月31日までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の寒冷地手当に関する条例第2条第1項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当に関する条例第1条及び第2条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| 平成17年11月から平成18年3月まで | 6,000円 |
| 平成18年11月から平成19年3月まで | 10,000円 |
| 平成19年11月から平成20年3月まで | 14,000円 |
| 平成20年11月から平成21年3月まで | 18,000円 |

４　改正後の寒冷地手当に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは、「、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第2号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第3項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「平成17年改正条例附則第3項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「平成17年改正条例附則第3項及び平成17年改正条例附則第4項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「平成17年改正条例附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成17年改正条例附則第4項において

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例）

読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

（～８５２）